

「学校いじめ防止基本方針」＜芦安小学校＞

1. いじめ問題に対する基本的な考え方
2. いじめ対策の組織
3. 未然防止の取り組み
4. 早期発見の取り組み
5. いじめへの対処
6. その他の留意事項
7. いじめ防止指導計画の作成

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

～はじめに～

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

以下「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国、県、市のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条）

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係のあることを指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

○具体的ないじめの態様（例）

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な態様がある。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団

の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ問題対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「いじめ問題対策委員会」の構成員

学校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

「いじめ問題対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。定例の「いじめ問題対策委員会」は、学期に一回程度開催する。必要によりケース会議を開催する。

3. 未然防止の取り組み

いじめの防止に向けて

- (1) いじめはどの子供にも起こりうるという認識の下、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を目指す。
- (3) 学校は児童に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性

やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

- (4) 発達障害を含む障害のある児童，海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童，性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童，東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (5) 教職員の言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。
- (6) 家庭・地域への啓蒙を通じ，ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組む。

4. 早期発見の取り組み

いじめは，早期発見が早期解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。また，いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童の些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが求められる。日頃から，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにしたい。

また，定期的なアンケート調査や教育相談の実施により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，実態把握に取り組む。児童に関わることを教職員間で共有し，保護者とも連携して情報を収集するよう努めていく。

早期発見のための手立て

- ①学習ノート，日記，連絡帳
- ②Q-Uの実施と考察
- ③個人面談（全児童対象：每学期毎）
- ④個別懇談（保護者対象）
- ⑤日々の観察
- ⑥保健室の様子
- ⑦本人からの相談
- ⑧周りの友達からの相談
- ⑨保護者からの相談
- ⑩地域の方からの情報

5. いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たっていく。

1 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめられた児童又はその保護者への支援
- ② いじめた児童への指導またはその保護者への助言
- ③ いじめが起きた集団への働きかけ
- ④ ネット上でのいじめへの対応
- ⑤ いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」「南アルプス市いじめ防止基本方針」により適切に対応する。（児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する）。

2 いじめの解消の見届け

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじ

めの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6. その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要です。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者の効果的な活用を図る。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

児童と向き合う時間の確保

4 学校評価

体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

5 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7. いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|------|------------------|-----------------|----------|------|--------|------------|
| 会議 | いじめ対策委員会 | | | | 教員研修 | いじめ問題対策委員会 |
| 防止対策 | 学級開き 保護者会等で啓発 | 事案発生時に緊急対応会議の開催 | | | | |
| | | | 防犯教室 | 学年懇談 | | 教育相談機関 |
| 早期発見 | Q-Uの実施と結果の考察 | | 児童面談 | 学校評価 | 教育相談機関 | |
| | | | いじめアンケート | | | |

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|--------------|-----------------|----------|------|------|------------|
| 会議 | | | いじめ対策委員会 | | | いじめ問題対策委員会 |
| 防止対策 | 人権教室 | 事案発生時に緊急対応会議の開催 | | | | |
| | | 個別懇談 | | | 学年懇談 | |
| 早期発見 | Q-Uの実施と結果の考察 | | 個別懇談 | 学校評価 | 児童面談 | 教育相談機関 |
| | | 児童面談 | 教育相談機関 | | | |
| | いじめアンケート | | | | | |